分野別施策

第３章　人と環境にやさしい、
快適な基盤を備えた魅力あるまち
－　都市基盤・生活基盤　－

3-1-1 計画的なまちづくり

第 3 章　人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第 1 節　都市の魅力の創出

施策 1　計画的なまちづくり

現状と課題

本市のまちづくりの指針となる、川越市都市計画マスタープランを平成 12 年 3 月に市民と協働で策定しました。その中で市域全体の土地利用の方針や地区別の整備方針等に基づき、市民が豊かで暮らしやすい都市の実現のため各事業を推進してきました。

にぎわいある都市を構築するため、自然や文化などに配慮して総合的かつ計画的に地域の実情に応じたまちづくりを推進する必要があります。これまでは新市街地の開発・誘導に重点が置かれてきましたが、近年の都市における社会経済状況の変化により、人口増加を前提とした成長･拡大の都市化社会から安定･成熟した都市型社会への対応が求められています。限られた土地の有効活用や都市が持つさまざまな課題に対応するため、都市の状況に応じた取組が必要となります。

都市型社会における課題として、社会経済環境の変化に的確に対応した総合的・一体的な都市計画制度の運用を検討し、適正な土地利用の誘導やきめ細かなまちづくりの手法により地域の実情に応じた整備や都市機能の充実を図る必要があります。

社会情勢等を考慮した都市計画マスタープランの見直しや市民参加によるまちづくりを検討し、人にやさしいユニバーサルデザインを基本としたまちづくりを進めることが必要です。また、各事業の推進にあたり、実効性を加味した優先順位を検討し効率的に施策を展開する必要があります。

施策の推進

1　計画的なまちづくりの推進

①川越市都市計画マスタープランや川越市緑の基本計画等の個別計画に基づき、人と環境にやさしい総合的なまちづくりを推進します。

②人にやさしい快適なまちを目指し、ユニバーサルデザイン（＊1）を基本としたまちづくりを進めます。

③都市機能の充実を図り、災害に強いまちを構築し、安全・安心なまちづくりを推進します。

④本市の特徴あるまちづくりを市民とともに推進するため、各種の手法を検討します。

2　総合的な土地利用

①市街化区域及び市街化調整区域の区分、用途地域（＊2）等の地域地区に基づく規制や誘導により良好な都市環境の整備を図ります。

② 保全すべき農地、樹林地等以外の市街化調整区域の土地については、地域の特性にあった土地利用を検討します。

③ 生産緑地を保全するとともに、市民農園等の活用方法について検討します。また、市街化区域内の農地については、宅地化等の活用を検討します。

④ 良好な環境の整備や保全のため、地区計画などの地区の特性にあったルールづくりを検討します。

3　新たな拠点の整備

① 周辺環境と調和した工業団地の拡張を検討します。

② 圏央道インターチェンジ周辺地区については、埼玉県、日高市、鶴ヶ島市と協力してむさしの研究の郷構想の検討を進めていきます。

③ 土地利用転換想定箇所については、周辺環境との調和を目指すとともに、地区の特性に応じた計画的な整備を検討します。

4　地籍調査、町名地番整理の推進

① 国土調査事業 10 か年計画に基づき、計画的に地籍調査を推進します。

② 市民の合意を得ながら町名地番の整理を推進します。

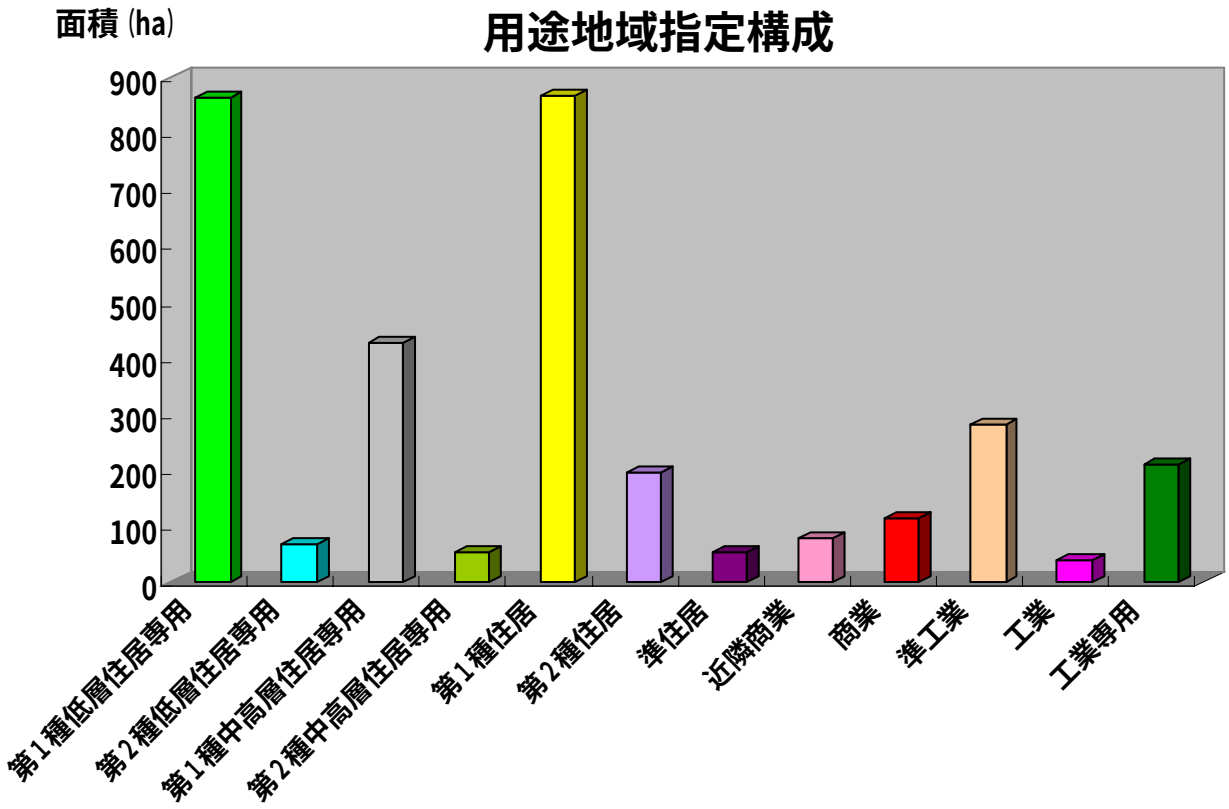

【用語解説】

＊1 ユニバーサルデザイン：すべての人にできるだけ利用可能であるように配慮したデザインや考えのことです。

＊2 用途地域：都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される１２種類の総称です。

3- 1- 2- 都市拠点の整備

第 3 章　人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第 1 節　都市の魅力の創出

施策 2　都市拠点の整備

施策の指標

目標値	主要駅間の乗換所要時間（分）	H22 年度	11
		H27 年度	5
現状値	主要駅間の乗換所要時間（分）	11（H16）	

（年度または年度末の値）

現状と課題

本市は埼玉県南西部の中核的な都市として大きく発展してきました。その中でも中心市街地は商業・業務の拠点として多様な機能を持ち、都市の中で重要な役割を果たしています。川越駅西口地区においては、業務施設集積地区としての整備や地域振興ふれあい拠点施設の建設など本市の新しい拠点としてのまちづくりを検討しています。一方、歴史的街並み地区においては、蔵のまちとして多くの観光客が訪れ、にぎわいを見せています。

しかし、本市は古くから町並みが形成されたことや高度成長期の急激な発展により、十分な基盤整備が整っている状況ではありません。市街地の交通渋滞や都市空間の不足などの改善を図るとともに、防災機能の向上による安心なまちづくりや市街地における住環境の改善などの新たな基盤整備が必要です。

点在する三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）とその周辺は安全でにぎわいある拠点都市として商業などの活性化を目指すとともに、鉄道やバスなど身近な交通結節点として駅利用者の利便性、安全性の向上を目指した駅機能強化や連携強化が必要です。また、歴史的環境を保全すると同時に観光客や歩行者の安全性を確保する歴みち(＊)の整備事業などに取り組み、歴史的町並み地区の活用を図る必要があります。

以上の基盤整備を総合的に進め、埼玉県南西部地域の拠点として多様な機能を備えた都市を目指し豊かさやゆとりを感じられるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の推進

1　中心市街地活性化基本計画の推進

① 「川越市中心市街地活性化基本計画」に基づき、中心市街地の都市基盤整備と商業等の活性化の一体的な推進を図るとともに、商業・業務機能と調和した住環境の整備を図ります。

2　三駅連携強化の推進

① 川越駅西口周辺地区は、県南西部地域の拠点都市や業務施設集積地区として多様な機能の集積を図るとともに、土地区画整理事業、幹線道路整備及び駅前広場の再整備な

どの基盤整備を推進します。また、鉄道の立体化等と併せて周辺地区の一体的な整備の検討を行い、土地の高度利用や交通渋滞の緩和を図るとともに、周辺地域と連携した広域拠点の形成を目指します。

② 本川越駅周辺地区は、本川越駅の西口の開設を含む駅前広場の整備により、にぎわいを創出するとともに、川越市駅との乗換所要時間の短縮を図ります。また、新富町周辺においては、市街地の活性化を図るため駐車場問題の解決、交通渋滞の緩和及び防災機能の向上等を目指し、東西連絡道路の整備を推進します。

③ 川越市駅周辺地区は、都市計画道路整備と併せた駅前広場整備の検討や、橋上駅舎化などによる西口開設を推進し、駅利用者の利便性、安全性の向上を図るとともに、周辺地域と連続性のあるまちづくりを進めます。

3　中央通り地区の整備

① 本川越駅から歴史的な町並み地区までの間の整備を推進し、商店街の活性化や歩行者空間の確保を図ります。

4　歴史的町並み地区の整備

① 伝統的な建造物の保全・活用を図るとともに、周辺の歩行者空間の環境改善を図るため周辺の道路整備事業（歴みち（＊））を推進します。

【指標解説】

主要駅間の乗り継ぎ所要時間（分）：川越市駅と本川越駅間の連絡強化により乗り換え時間が短縮される。

【用語解説】

＊歴みち：歴史的地区環境整備街路事業の略です。歴史的地区の環境を保全すると同時に、観光客や歩行者の安全を確保し、生活環境の改善を図る総合的な街路整備を言います。

3-1-3 地域生活拠点の整備

第３章　人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第１節　都市の魅力の創出

施策３　地域生活拠点の整備

施策の指標

目標値	土地区画整理事業施行率(%)	H22 年度	18
		H27 年度	19
現状値	土地区画整理事業施行率(%)	17（H15）	

（年度または年度末の値）

現状と課題

中心市街地の周辺地域においては、昭和 40 年代以降、急激な人口増加による無秩序な市街地化が進み、十分な都市基盤が整わないままに開発が進行したことによるさまざまな課題を抱えているため、土地区画整理事業等を推進し、良好な住環境の整備に努めてきました。

本市の土地区画整理事業は、平成 15 年度末現在、施行済 15 地区(488.3ha)、施行中 4 地区(47.8ha)の計 19 地区(536.1ha)となっています。これは、市街化区域面積の 17%であり、埼玉県平均の 34%に比べて低い水準となっています。

こうした現状の中、中心市街地を除く各鉄道駅周辺地区においては、道路網や駅前広場等の整備が不十分であるため、周辺の面的整備と併せて、それぞれの地域の特性や魅力に応じた地域生活を支える拠点として、安全で快適な都市基盤整備を検討する必要があります。

また、低・未利用地の計画的な宅地化の誘導を図ることや密集市街地における防災機能の向上を含めた都市の再整備を行うなど、安全で快適に暮らせるまちづくりを進めていくことが必要です。

施策の推進

１　地域生活拠点の整備

① 中心市街地を除く各鉄道駅周辺地区（高階地区、霞ヶ関地区、南古谷駅周辺地区）については、道路と鉄道との立体化や駅施設、駅前広場の整備などの拠点性を高めるような都市基盤整備を検討し、併せて周辺の道路網を含む面的整備の検討を進め、地域商業の活性化と安全で快適なゆとりある住環境の拡充を目指します。

２　住宅地の整備

① 都市基盤の未整備地区や密集市街地については、土地区画整理事業等を検討し、災害に強い良好な住宅地の整備を推進するとともに、優良な農地や樹林地以外の市街地化

することが必要な農地や低・未利用地の計画的な宅地化への誘導を図り、安全で快適なゆとりある住環境の拡充を目指します。

土地区画整理事業一覧表(平成 16 年 3 月現在)

地区名称	面積 (ha)	施行年度 (事業計画年度)	事業認可日	平均減歩率 (%)	換地処分公告日	都市計画決定日	摘要
川越狭山工業開発	118.0(川越分)	昭和 37～昭和 41	昭和 38.4.4	22.60	昭和 41.1.31	昭和 37.9.14	県
藤間	55.5	昭和 38～昭和 42	昭和 38.8.16	22.43	昭和 42.8.31	－	組合
藤間第二	15.2	昭和 41～昭和 46	昭和 41.10.26	19.25	昭和 46.11.30	－	組合
高階第一	46.1	昭和 43～昭和 53	昭和 43.12.12	21.90	昭和 51.4.30	昭和 42.3.8	市
並木	8.7	昭和 46～昭和 52	昭和 46.9.6	19.04	昭和 50.5.16	－	組合
的場	34.2	昭和 46～昭和 53	昭和 47.1.4	22.01	昭和 52.2.12	－	組合
川越駅西口第１工区	10.0	昭和 45～昭和 52	昭和 45.12.22	27.38	昭和 52.8.2	昭和 45.1.10	市
川越駅西口第２工区	6.2	昭和 45～平成 18	昭和 45.12.22	21.54		昭和 45.1.10	市
並木西田	9.5	昭和 54～昭和 60	昭和 54.4.13	22.85	昭和 58.3.1	－	組合
的場新町	7.0	昭和 56～昭和 63	昭和 56.6.26	24.22	昭和 61.3.4	－	組合
富士見	28.7(川越分)	昭和 48～昭和 59	昭和 48.4.21	26.25	昭和 55.3.28	昭和 42.2.24	公団
川越鶴ヶ島	68.7(川越分)	昭和 51～平成 2	昭和 52.3.30	35.40	昭和 61.9.30	昭和 51.6.25	公団
霞ヶ関	69.8	昭和 58～平成 8	昭和 59.3.8	29.90	平成 4.3.31	昭和 56.1.27	公団
大塚新田	12.1	昭和 61～平成 6	昭和 61.11.18	22.82	平成 6.6.21	－	組合
豊田新田農住組合	2.3	平成 6～平成 10	平成 6.12.9	38.22	平成 10.1.16	－	共同
藤木	12.0	平成 7～平成 17	平成 8.2.27	26.67	平成 16.2.20	－	組合
大塚新田第二	27.9	平成 8～平成 16	平成 8.6.11	28.96		－	組合
笠幡東前原	2.5	平成 8～平成 11	平成 8.7.30	32.15	平成 10.12.14	－	組合
岸町三丁目	1.7	平成 11～平成 16	平成 12.2.2	40.49	平成 15.11.19	－	組合

【指標解説】

土地区画整理事業施行率：土地区画整理事業を施行した面積を市街化区域面積(3,218ha)で割った値です。

3-1-4- 景観に配慮したまちづくり

第３章　人と環境にやさしく、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第１節　都市の魅力の創出

施策４　景観に配慮したまちづくり

施策の指標

目標値	都市景観形成地域指定数（地域）	H22 年度	3
		H27 年度	4
	都市景観重要建築物指定数（件）	H22 年度	75
		H27 年度	100
現状値	都市景観形成地域指定数（地域） 都市景観重要建築物指定数（件）		2（H16） 52（H16）

（年度または年度末の値）

現状と課題

川越市都市景観条例を施行して以来、大規模建築物等の届出制度や都市景観形成地域（＊1）の指定、都市景観重要建築物等(＊2)の指定などを通して川越の都市景観の形成に努めてきました。

さらに、都市景観シンポジウムの開催をはじめ「かわごえ都市景観表彰」や「川越景観百選めぐり」を実施し、広く市民に景観に関する啓発を行っています。

美しい景観の形成は、我が国の重要な施策として平成 16 年度に景観法が制定されるなど、国を挙げて関心が高まってきています。

本市においても、法に基づいた条例に制定または改正を行い、それに基づく景観整備手法の早期確立が求められています。

特に歴史的地区については、都市景観重要建築物等の指定を推進し、地域の重要な景観資源として保全を図りつつ、他の施策と複合的に整備の推進を進めることにより、歴史を活かしたまちづくりを進めていく必要があります。

その他の地域でも、それぞれの景観の方向性を定め、公共施設のデザイン整備を含め、地域特性に合わせたわかりやすいデザイン誘導の確立が求められています。

また、屋外広告物の掲出の仕方によっては、都市の景観だけでなく、安全性も脅かすことになるため、川越市屋外広告物条例に基づいた適正な掲出を促すことにより、快適で安全な都市景観の推進が必要です。

そして、市民一人ひとりの関心の高さが、良好な都市景観の形成にとって重要なため、さまざまな啓発事業や住民と行政との協働によるまちづくり活動などを通して、景観に配慮したまちづくりの大切さを広めていく必要があります。

施策の推進

１　歴史的地区の整備

①都市景観形成地域の基準の運用を通して整備を図ります。

②都市景観重要建築物等の指定を推進し、これをきっかけとしたまちづくりの方策を行うこ

とにより、特徴ある町並みの形成を図ります。

2　都市景観デザインの推進

①基準の策定の過程において市民との協働、専門家によるアドバイス等の支援を行い、地域にあった基準づくりを目指します。また、基準等のルールが運用されている地域に対し、新たな課題解決やルールの更新等に対して技術的な援助等を推進します。

②公共施設づくりにおいても、良好な都市景観の創出を目指します。

3　都市デザインの啓発、普及

①良好な都市景観の推進を図る上では、市民一人ひとりの関心の高さが重要であるため、市民意識の啓発、及び情報等の提供を推進します。

4　屋外広告物の適正化

①良好な都市景観の形成を図るため、屋外広告物の適正な掲出が図られるように推進します。

都市景観デザインの基準が定められている地区（平成 17 年）

地区計画	川越笠幡水久保地区、川鶴笠幡地区、霞ヶ関地区、南古谷駅西地区、四都野台地区、上戸新町地区、藤木地区、笠幡東前原地区、大塚新田南大塚地区、川越駅西口地区
伝統的建造物群保存地区(*３)	川越市川越伝統的建造物群保存地区
自主協定	町づくり規範に関する協定（一番街商店街）、新富町まちづくり協定（新富町）、大正浪漫のまちづくり協定（大正浪漫通り商店街）
都市景観形成地域	川越駅西口都市景観形成地域、川越十カ町地区景観形成地域

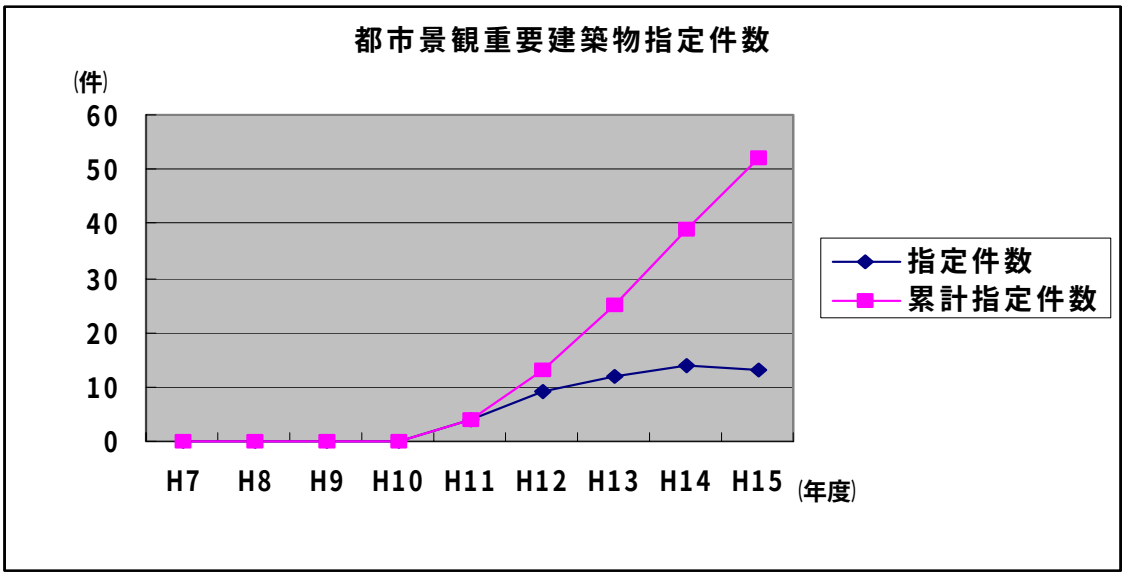

【指標解説】

都市景観形成地域指定数：良好な都市景観を形成するために指定された地区数です。

都市景観重要建築物指定数：指定された都市景観重要建築物の件数です。

【用語解説】

＊1 都市景観形成地域：「川越市都市景観条例」に基づき、歴史や自然など川越らしい特色を表した都市景観を形成している地域を地域住民の合意を得て指定し、建築行為等に対して届出を義務付けることにより、魅力あふれる快適な都市の実現を目指す地域です。

＊2 都市景観重要建築物等：「川越市都市景観条例」に基づき川越の都市景観を形成する上で重要な価値があると認められる建築物、工作物、樹木、樹林等をいいます。所有者等の同意を得て指定をすることにより、保全を図ります。

＊3 伝統的建造物群保存地区：「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づいて、伝統的な建造物群と一体となって価値のある歴史的な環境を保存するため市町村が定める地区です。本市では、平成 11 年 4 月に一番街周辺地区約 7.8ha を都市計画決定しました。

3-2-1- 道路交通体系の整備

第 3 章　人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第 2 節　　交通ネットワークの構築

施策 1　道路交通体系の整備

施策の指標

目標値	都市計画道路の整備率(%)	H22 年度	38.0 以上
		H27 年度	40.0 以上
	生活道路の改良延長(m)	H22 年度	83,000 以上
		H27 年度	95,000 以上
現状値	都市計画道路の整備率(%) 生活道路の改良延長(m)	36.0　(H15) 67,499　(H15)	

（年度または年度末の値）

現状と課題

本市は、埼玉県南西部における中核的な都市として、都市間の連携や高速道路へのアクセス機能を持つ広域幹線道路の整備を促進しています。なかでも川越北環状線については、施工の主体である埼玉県と連携し、用地の買収が進んでいます。また、交通渋滞緩和に向けた取組では、国道２５４号の氷川町交差点を中心とした区間で、埼玉県が重点的に事業を実施しています。更に、市街地における都市計画道路等の幹線道路についても整備を進めているところです。しかしながら、市内の都市計画道路の整備水準は依然として低く、引き続き道路交通網の機能強化を図る必要があります。

そのほかにも、日常生活を支える市道幹線や、生活道路においても計画的に事業を進め、交通渋滞の緩和を図る必要があります。

施策の推進

1　都市活動を支える広域幹線道路の整備

① 広域道路網の充実を図り、都市間の連携や高速道路へのアクセス及びバイパス機能等を強化するため、道路、橋梁を整備し、更に川越北環状線や坂戸東川越線等の整備を引き続き促進します。

② 国県道における渋滞交差点の改良を促進し、交通の安全と円滑化を確保するよう努めます。

2　地域の活動を豊かにする幹線道路の整備

① 計画的なまちづくりを促進し有効な土地利用を図るため、市街地における都市計画道路を整備するとともに、都市計画道路の見直しと構想路線の実現に向けた検討を進めます。

② 市内の各地域を連携する市道幹線や橋梁の整備を費用対効果、歩行者の安全等を考慮しながら計画的に進めます。

3 安全で人にやさしい生活道路の整備

① 市民生活に密着した生活道路は、幹線道路整備と整合を図り、住民の合意形成を図りながら効果的に整備します。

② 車両等のすれ違いのための待避所を設けた「ゆずりあい道路」の整備を引き続き推進します。

③ 安全で快適な道路環境の確保のため、道路の適正な維持管理に努めます。

都市計画道路整備率（%）

平成７年度	平成８年度	平成９年度	平成 10 年度	平成 11 年度
31.5	31.6	32.1	34.6	34.4
平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
34.7	34.9	35.1	36.0	―

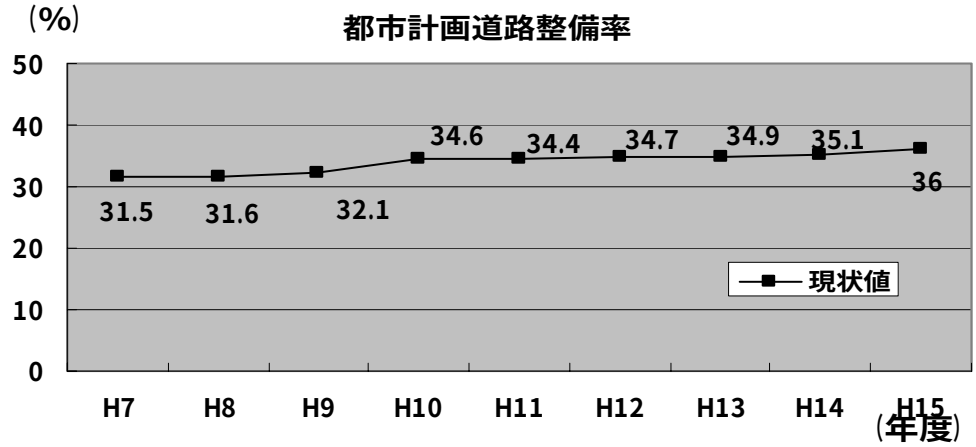

生活道路改良延長（m）

平成７年度	平成８年度	平成９年度	平成 10 年度	平成 11 年度
44,888	48,749	51,428	56,299	59,570
平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
61,346	63,265	64,880	67,499	―

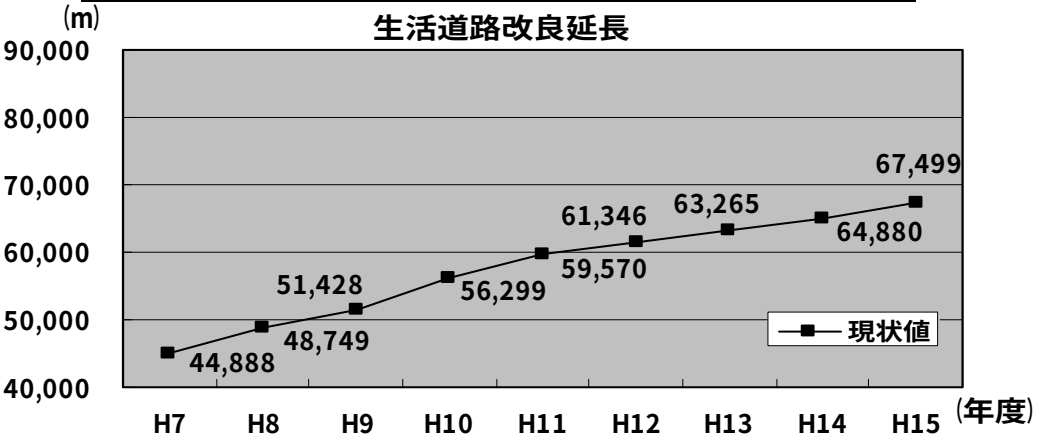

【指標解説】

都市計画道路の整備率：整備済みの都市計画道路延長が市内の都市計画道路の総延長に占める割合です。

3-2-2 交通円滑化方策の推進

第 3 章　人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第 2 節　交通ネットワークの構築

施策 2　交通円滑化方策の推進

現状と課題

交通手段には、自動車をはじめ 鉄道、バス等の公共交通機関や自転車などさまざまなものがあります。しかし、自動車の持つ利便性や道路整備の進展などにより、交通手段は自動車の占める割合が非常に高く、そのため交通渋滞や交通事故、排ガス等による環境問題などさまざまな問題が生じています。

本市では、休日の中心市街地の交通渋滞の緩和を図るため、パークアンドライド(＊1)の社会実験を行いました。更に、パークアンドライドにより中心市街地内に到達した後の移動手段として、レンタサイクルの有効性を検証する実験を実施しました。

今後は、自動車への依存度を見直し、公共交通機関や自転車の利用促進による交通手段の分散化など、交通需要マネジメント（＊２）による総合的な交通政策を推進し、それぞれの交通機関の利便性の向上とネットワーク化を図る必要があります。

また、市内の駐車場は規模の大きなものが少なく、駐車場の空きを待つ自動車に起因する交通渋滞も発生しています。今後は駐車場整備方針に基づき、立地特性を勘案しながら整備の促進を図る必要があります。

施策の推進

1　交通需要マネジメントの推進

① 交通渋滞の緩和と安全の確保を図るため、パークアンドライドの実施による中心市街地への流入交通量の抑制や、公共交通機関の利用促進、適切な交通規制の検討など、交通需要マネジメント(＊2)施策を推進します。

② 自動車交通量を抑制するため自転車の利用を促進するとともに、既存の道路の使い方を工夫するなど、自転車を安心して利用できるスペースの確保を検討します。

③ 市街地における道路交通の現状と特性を把握するとともに、計画的に交通渋滞の要因と考えられる交差点の改良や必要な道路の整備を図ります。

2　駐車場の整備

① 駅周辺や商店街など、商業・業務機能の集積した地域に対しては駐車場の整備を促進するとともに、観光客などのために郊外型駐車場の整備を推進します。

（第４章・第２節・施策２「観光環境の整備」ｐ134 参照）

パークアンドライドイメージ図

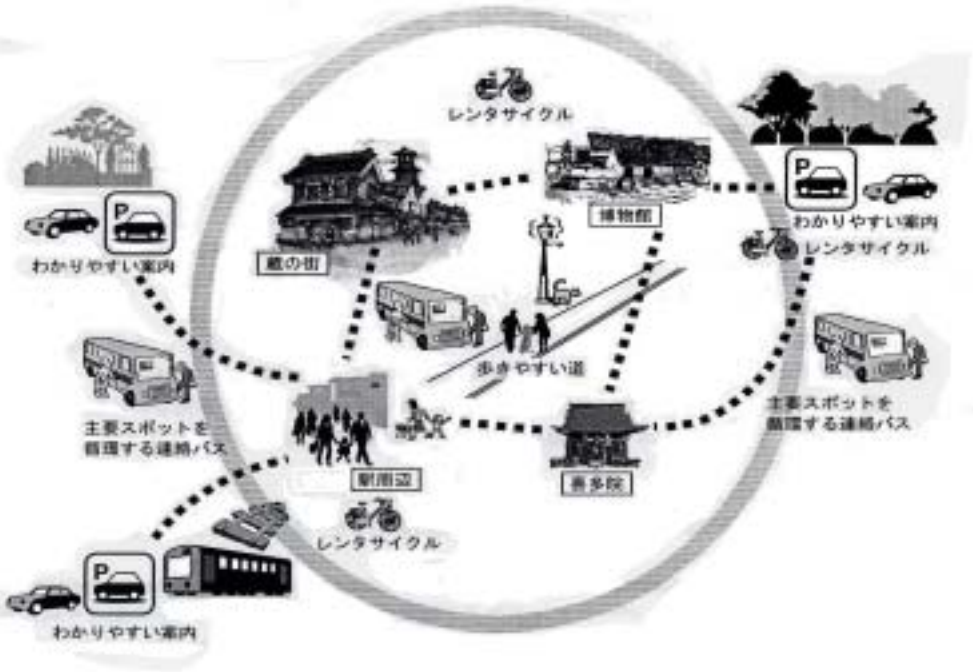

【用語解説】

＊1 パークアンドライド：市街地中心部への流入交通量を減らすことを目的に、郊外や周辺部の公共交通機関のターミナルに近接して駐車場を設け、マイカーから公共交通機関に乗り換えて目的地に向かうシステムです。

＊2 交通需要マネジメント（ＴＤＭ：Transportation Demand Management）：道路交通混雑の解消・緩和を図ることを目的に、自動車交通を含む各種交通機関の輸送効率の向上や交通量の時間的平準化等・需要の調整を図る施策の総称です。

3-2-3 公共交通機関の充実

第 3 章　人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第 2 節　交通ネットワークの構築

施策 3　公共交通機関の充実

施策の指標

目標値	段差を解消した駅の数・累計（駅）	H22 年度	12
		H27 年度	ー
	市内循環バスの年間利用者数(人)	H22 年度	330,000 人
		H27 年度	335,000 人
現状値	段差を解消した駅の数（駅） 市内循環バスの年間利用者数(人)		6 駅（H16） 294,370 人（H15）

（年度または年度末の値）

現状と課題

本市では、鉄道・バス等の公共輸送の充実を図るための各種施策を実施し、利用者の利便性の向上に努めてきました。鉄道輸送については、ＪＲ等関係機関に働きかけ、ＪＲ川越線については平成８年に埼京線が恵比寿まで延伸されるとともに、八高線の一部電化に伴い八王子駅への直通運転が実現されました。その後平成１４年には、埼京線とりんかい線の相互乗り入れが開始されました。

バス輸送については、利用促進策として、駅前広場におけるバス乗り場案内の改善、一番街のバス停のデザイン化等の施策を実施したほか、車両のノンステップ化に対する補助事業についても積極的に取り組みました。また、平成８年に運行を開始した市内循環バス「川越シャトル」については路線の拡大・延伸等を行いました。

しかし、鉄道輸送については、少子化の影響や地価・物価の下落に伴う都心回帰の影響などで乗降客が平成７年頃をピークに減少し、路線バスについても同様に乗降客の減少が続いています。

こうした現状にはありますが、鉄道やバス等の公共交通機関は、通勤・通学など市民の足として重要な役割を担っているほか、これからは高齢社会への対応、環境への負荷の軽減、また、地域の活性化を図るという観点からもその重要性は高まるものと考えられます。今後は、鉄道輸送力の増強を図るとともに利便性の向上を促進するほか、バス輸送についても充実を図り、多様な交通手段を確保しながら利用促進策を推進する必要があります。

施策の推進

１　鉄道輸送の利便性の向上

① 東武東上線の複々線化、西武新宿線の複線化及び地下化、ＪＲ川越線の複線化を促進し、

鉄道輸送力の増強及び速達性の向上を図ります。

② 都心や横浜方面への利便性の向上を図るため、東京地下鉄１３号線及び東急東横線、横浜高速鉄道みなとみらい線と東武東上線との相互直通運転を促進します。また、計画されている地下鉄１２号線については、動向を見極めながら、本市への延伸を促進します。

③ 西武鉄道の車両基地建設に伴い、安比奈線の旅客線化及び新駅の設置を促進します。

④ エスカレーターやエレベーターの設置によるバリアフリー化など、駅施設の改善を促進します。

⑤ 公共交通機関の利用を促進するため、適切な案内表示等により、路線バス等への乗り換えを分かりやすくします。

２　バス輸送の充実

① バス輸送の充実を図るため、既設路線の確保、運行本数の増加、運行時間の延長を促進するとともに、新規路線の開設を促進します。

② バスロケーションシステム（＊）の整備を促進するとともに、バス停への上屋や駐輪場等の整備を促進するなど、バス利用者の利便性の向上を図ります。

③ 市内循環バス「川越シャトル」は、路線や運行本数、目的地などの見直しと改善をし、利用者の増加を図ります。

④ ノンステップバスの導入を促進し、路線バス車両のバリアフリー化を推進します。

⑤ 羽田空港及び成田空港への路線の設置を促進するほか、高速バスの充実を図ります。

市内循環バス「川越シャトル」の利用者数の推移

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
利用者数（人）	265,079	295,532	283,076	294,370	

【指標解説】

段差を解消した駅の数：エレベーター等の設置により段差を解消した駅の数です。（累計）

【用語解説】

＊バスロケーションシステム：バス停において、目的のバスの接近状況を表示及び音声案内等で知らせるシステムです。

3-3-1- 治水事業の推進

第 3 章　人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち
第 3 節 自然と調和した基盤づくり
施策 1　治水事業の推進

施策の指標

目標値	久保川改修事業（%）	H22 年度	16.2
		H27 年度	36.3
	雨水管渠整備事業（m）	H22 年度	4,930
		H27 年度	8,100
現状値	久保川改修事業（m） 雨水管渠整備事業（m）		0（H15） 1,510（H15）

（年度または年度末の値）

現状と課題

四方を河川に囲まれた本市では治水事業が重要な役割を担っており、近年多く見られる集中豪雨等による浸水被害が各地区で発生していることからその対策が求められています。

治水事業の促進については、国土交通省による「入間川越辺川等緊急対策特定期間事業」で入間川築堤改修事業・大谷川合流部改修事業などにより水害被害軽減のため築堤事業や樋門新設事業等を行っています。

埼玉県では、新河岸川激特事業(＊)として、新河岸川の河道改修、調節池新設・増設、樋門設置を行い不老川でも河道改修、調節池等の整備を推進しています。

本市でもこのような事業との整合を図りながら内水排除ポンプの設置、雨水管渠整備、雨水調整池整備、河川整備等を計画に則し推進してきましたが、市域をまたいで流域を持つ久保川では、過小断面なため甚大な被害も発生しており、浸水被害の解消には至っていないのが現状です。

一方、市街地では、道路や駐車場の舗装化、空き地の減少など、浸透機能が低下したことにより、集中豪雨時などにおける雨水の流出量が増大し、局地的な浸水被害（都市型浸水）が頻発していることから、更なる総合治水対策が必要となっています。

施策の推進

1　河川整備

① 久保川の河川改修を狭山市と協働して推進するとともに、準用河川及び幹線水路の河川改修、普通河川の水路整備に努めます。また、国県関係市町村と連携し総合治水対策に努め、保水・遊水機能の保全や流出抑制施設の設置など流域対策を促進します。

2　雨水整備

① 雨水排水整備計画を策定します。

② 浸水被害の対策として、雨水の放流先である河川の改修と整合を図り、雨水管渠や雨水ポンプ場の整備を計画的に実施していきます。

③ 近年の集中豪雨等により市街地で局地的に発生している浸水については、雨水を一時貯留する施設設置を計画的に実施していきます。

3　雨水の有効利用の促進

① 公共施設に雨水利用タンクを設置します。

② 住宅の屋根に降った雨水を貯留したり浸透させる施設に対する補助金の支給を行い、下水道管渠への雨水の一時的な流出抑制対策を図るとともに、雨水の有効利用を促進します。

総合治水対策の概念図

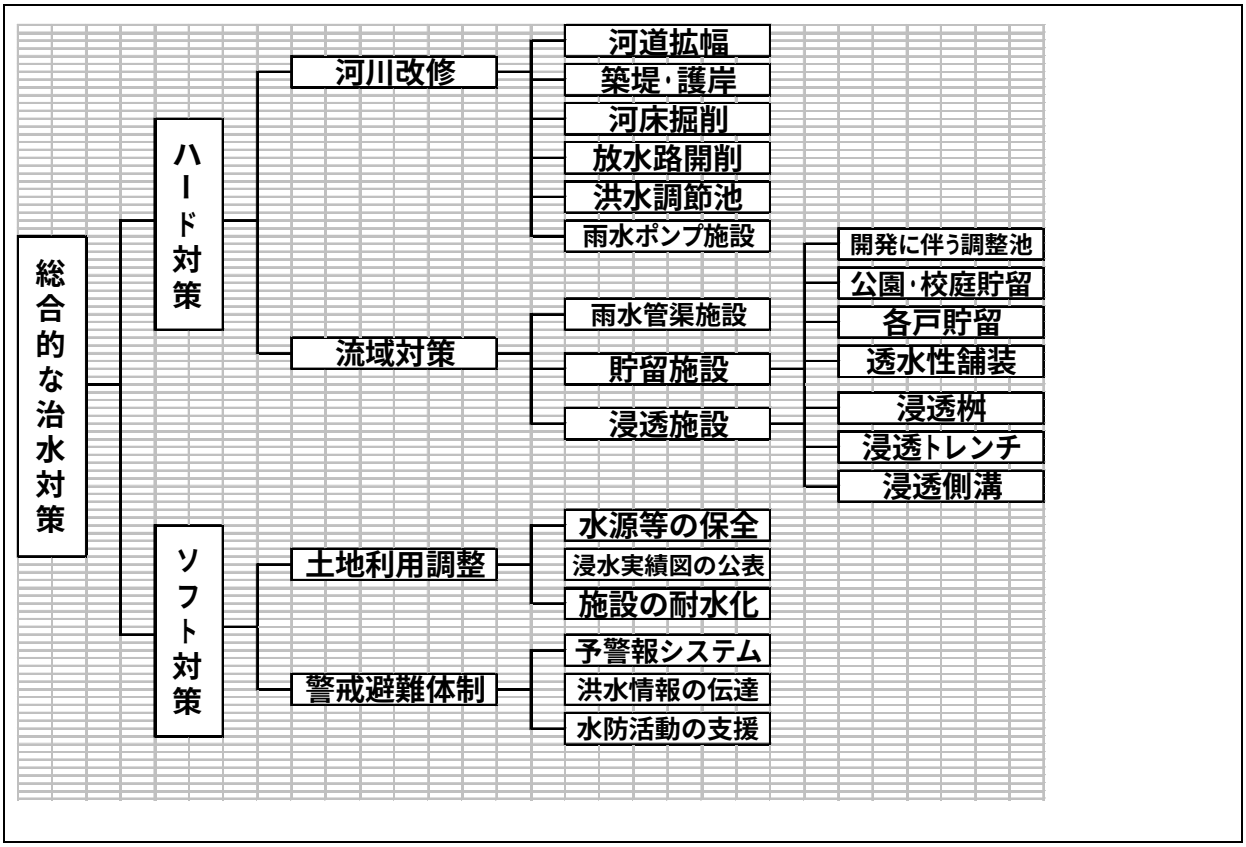

【指標解説】

久保川改修事業：（久保川整備済み延長）÷（久保川延長 2.48Km）×100　(%)

雨水管渠整備事業：当面の浸水対策目標（主に新河岸川激特事業に対応する幹線などの主要管渠整備目標）

【用語解説】

＊新河岸川激特事業：平成 10 年８月の豪雨により、大規模な浸水被害が発生しました。これにより、同年 11 月、埼玉県の事業である新河岸川改修事業が、国の河川激甚災害対策特別緊急事業に採択されました。

3-3-2- 水道水の安定供給

第 3 章　人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第 3 節　自然と調和した基盤づくり

施策 2　水道水の安定供給

施策の指標

目標値	有収率（%）	H22 年度	93.0
		H27 年度	93.5
	収納率（%）	H22 年度	99.90
		H27 年度	99.90
現状値	有収率（%） 収納率（%）	91.21（H15） 99.75（H15）	

（年度または年度末の値）

現状と課題

水はすべての生命に欠かすことのできない大切なものです。安全な水道水を安定供給するために、平成５年度から実施した第 7 次拡張事業において、配水管路の強化を図るため石綿セメント管からダクタイル鋳鉄管へ積極的に更新を行い、平成 15 年度からは浄水場等の施設の更新・補強工事等に着手しています。また、平成 16 年度から 3 階直結式給水(*)を開始するなどサービスの向上に努めています。これらと併せて広報紙による節水ＰＲなどを実施し水の有効利用を促進しています。

市内の水道普及率は、ほぼ 100%に近く、今後は施設の維持・補強などのハード面の整備、特に災害時にも飲料水を供給することが可能な施設整備を推進する必要があります。

しかし、これには多額の費用と時間がかかることから、より効率的な経営を推進するとともに、市民の理解と協力のもと、いつでも安心して水道水を利用できるよう、各種サービスの向上と公営企業としての独立採算制を維持し、計画的な事業の推進と財政基盤の安定に努めていく必要があります。

施策の推進

1　施設・設備の改修・更新

① 老朽化した施設・設備の更新を計画的に実施し、水道水の安定供給に努めます。

② 貴重な水の有効利用の観点から漏水調査を継続して実施し、漏水の防止・早期発見に努めます。

2　災害に強い施設整備

① 安全な水道水を安定して供給していくための施設整備を推進します。施設の更新と併せて耐震補強を行うなど、災害に強い施設整備を図ります。

３　効率的な事業の推進

① 計画的・効率的な事業を推進し、経営の安定化に努めます。

② 快適な暮らしを支えるために、多様な顧客ニーズに対応しながら、情報提供の推進など各種サービスの向上に努めます。

③ コスト削減に取り組むとともに公営企業としての独立採算制を維持するために受益者負担との均衡がとれた経営に努めます。

有収率（%）

平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
92.13	90.68	90.70	91.21	―

収納率（%）

平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
99.81	99.85	99.85	99.75	―

※上記の収納率は各年度とも翌年度 9 月末日時点の数値

【指標解説】

有収率：各浄水場から出た水のうち、需要者から料金として徴収される水の割合です。100%に近いほど良いとされています。

収納率：水道料金を収納できた金額の割合です。

【用語解説】

＊ 3 階直結式給水：3 階建ての建物に受水槽を介さずに配水管から直接給水することです。直結直圧式（配水管の水圧で直結給水する）と直結増圧式（給水管の途中に増圧ポンプを設置し直結給水する）があります。川越市では現状の配水設備で可能な地域で実施するもので、対象建築物は専用住宅、店舗併用住宅、共同住宅、事務所ビルです。

3- 3- 3- 公共下水道等の整備

第 3 章　人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第 3 節　自然と調和した基盤づくり

施策 3　公共下水道等の整備

施策の指標

目標値	生活排水処理率（%）	H22 年度	91.7
		H27 年度	93.0
	汚水管渠改良事業（m）	H22 年度	7,600
		H27 年度	9,600
現状値	生活排水処理率（%） 汚水管渠改良事業（m） 合流式下水道改善率（%）		88.7(H16) 5,600(H15) 0(H15)

（年度または年度末の値）

現状と課題

市民が快適な生活を送る上で生活排水施設はなくてはならない重要な施設であり、その普及促進が求められています。

市街化区域については一部の地区を除き公共下水道の整備により、生活排水が処理されています。

一方、市街化調整区域については、生活排水が未処理のまま用水路、排水路に流れ込み、排出先周辺や下流域に当たる地域の生活環境の悪化及び公共用水域の水質汚濁が深刻化しています。こうした現状を改善するため、平成８年度から公共下水道事業、平成１３年度から農業集落排水事業に着手し、これらの事業と整合を図りながら合併処理浄化槽など地域に応じた整備をしてきました。しかしながら、対象となる区域が広範囲なことから整備区域はごく一部にとどまっているため、引き続き地域に応じた効率的な整備を実施する必要があります。

また、中心市街地約８２７ｈａの区域については合流式下水道(＊1)を採用してきましたが、快適な生活環境を維持していくために、合流式下水道の改善対策を計画的に実施する必要があります。

公共下水道事業は、平成１５年度に公営企業となり、サービスの向上と効率的な運営が急務となっています。このため経費の削減や受益者負担の適正化を図る必要があります。

施策の推進

１　生活排水施設の整備

①　公共下水道の汚水施設整備については、市民の生活環境の改善や公衆衛生の向上及び

公共用水域の水質保全を図る目的で、荒川右岸流域下水道区域の市街化調整区域の整備を中心に実施していきます。

② 農村環境の改善と農業用用排水の水質汚濁を防止するため、農業集落排水の整備を推進します。（第４章１節・施策３「農業の振興」ｐ126 参照）

③ 合併処理浄化槽の設置・維持管理を支援します。

２　合流式下水道の改善

① 公共用水域の水質汚濁の改善と公衆衛生の向上を図るため、大雨の時に雨水吐口から河川に放流されている未処理下水を極力減らす対策として、一時貯留する滞水池(＊2)の設置や、下水に含まれる汚濁物の流出を極力防止するため雨水吐口の改良等を計画的に実施していきます。

３　公共下水道施設の維持管理

① 老朽化した施設を改築し、道路陥没等の事故防止や施設の排水機能を高めます。

② 下水道施設の不明水対策により溢水等を防止し、公衆衛生の向上を図ります。

③ 事業所排水の監視を強化し、下水道施設の損傷と公共用水域の水質汚濁を防ぎます。

④ ポンプ場の維持管理を継続的に行い、常に適正な状態を確保し施設の延命化を図ります。

４　効率的な公共下水道事業の推進

① 公共工事コスト縮減の徹底等により経費の削減を図るとともに、事業の持続性を考慮し、下水道使用料等の適正化を図り、経営の安定化に努めます。

生活排水処理率（%）

平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
87.4	88.0	88.3	88.5	88.7（見込み）

【指標解説】

生活排水処理率：（公共下水道処理可能人口＋農業集落排水人口＋合併処理浄化槽人口）÷行政人口×100 により計算した数値です。

合流式下水道改善率：滞水池、吐口の改善目標です。

汚水管渠改良事業：早急に改築が必要な管渠（滝ノ下処理区）の改良事業です。

【用語解説】

＊1 合流式下水道：汚水と雨水を同一の管渠で排除する方式です。大雨の時などに汚水と雨水が混合した未処理下水が雨水吐口から河川に放流されるため、放流先の水質悪化や公衆衛生上の問題が懸念されます。

＊2 滞水池：大雨の時に未処理下水が雨水吐口から河川に放流されないように一時的に貯留するための施設をいいます。施設に溜まった下水は晴天時に処理場で処理します。

3-3-4- 水辺と森林の整備

第 3 章　人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第 3 節　自然と調和した基盤づくり

施策 4　水辺と森林の整備

施策の指標

目標値	（仮称）川越市森林公園計画区域内公有地面積（ｈａ）	H22 年度	17
		H27 年度	31
現状値	（仮称）川越市森林公園計画区域内公有地面積（ｈａ）	6.1（H16）	

（年度または年度末の値）

現状と課題

本市は、荒川、入間川等の多くの河川や伊佐沼による水辺、また武蔵野の面影を残す雑木林等の優れた多くの自然を有しており、この水と緑のネットワークは生物の生息空間、人々のやすらぎの場、良好な都市景観の構成要素として都市の豊かさを支えております。

本市はこれまでに、この優れた自然を活用した地域住民の憩いの場や活動の場を提供するため、入間川において、桜づつみモデル事業(＊)や河川敷公園、緑地の整備等を進めるとともに、市南部に広がる最大の樹林地については（仮称）川越市森林公園として、伊佐沼周辺については伊佐沼公園として基本計画を策定しました。

しかしながら、本市の水辺や緑等の貴重な自然は、今後も保全や活用の方策を実施しなければ、都市化等により失われていくと考えられます。

よって、本市を代表する水辺や緑環境を市民共有の財産として保全・活用し、自然とのふれあいの場、憩いの場、及び多様なレクリエーションの場として整備を進めていく必要があります。

施策の推進

1　河川空間の活用

①良好な水辺環境の形成を図るため、桜づつみモデル事業を推進し、地域住民に憩いの場を提供するとともに水防活動に必要な機能等を確保します。

②荒川、入間川、新河岸川等によりもたらされる広大な河川空間や優れた自然環境を活用し、水辺や自然とのふれあいの場、スポーツ・レクリエーション活動の場となる親水公園等の整備を推進します。

2　伊佐沼周辺の整備

①伊佐沼及び伊佐沼周辺の水、緑、花の豊かな自然環境を活用し、市民共有の憩いの場、レクリエーションの場とするため、「伊佐沼及び伊佐沼周辺基本構想」並び「伊佐沼公園

基本計画」に基づき整備を推進します。

3　樹林地の整備

① 本市南部の武蔵野の面影を残す一団の樹林地については、大変貴重な自然であることから保全に努めていくとともに、自然とのふれあいの場、緑の中のレクリエーションの場とするため、「（仮称）川越市森林公園基本計画」に基づき整備を推進します。

（仮称）川越市森林公園計画区域内公有地面積（㎡）

平成７年度	平成８年度	平成９年度	平成 10 年度	平成 11 年度
10,368	10,368	10,368	13,788	13,788
平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
17,685	30,521	37,004	51,266	61,120

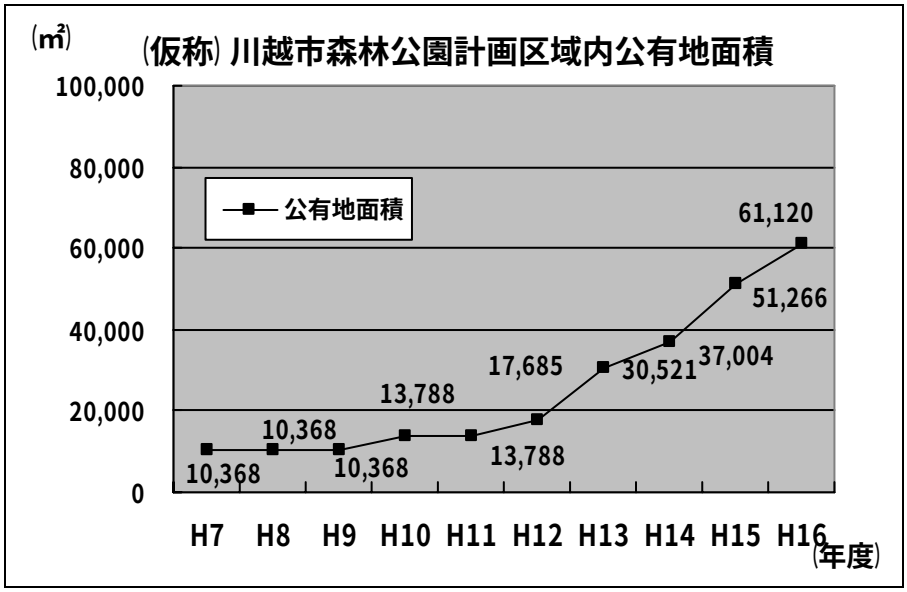

【指標解説】

（仮称）川越市森林公園計画区域内公有地面積：（仮称）川越市森林公園用地の取得面積（土地開発公社含む）

【用語解説】

＊1 桜づつみモデル事業：河川地域の市街化等に伴い、緑が減少しつつあることから、良好な水辺区間の整備の一環として、堤防及びその周辺の緑化を推進することにより良好な水辺空間の形成を図る河川事業です。

3-3-5- 公園の整備と充実

第 3 章　人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第 3 節　自然と調和した基盤づくり

施策 5　公園の整備と充実

施策の指標

目標値	都市公園数（か所）	H22 年度	206
		H27 年度	226
現状値	都市公園数（か所）		168（H15）
	市民一人当たり都市公園面積（㎡/人）		4.29（H15）

（年度または年度末の値）

現状と課題

都市化が進む中、都市公園等は都市の緑の中核としてうるおい創出に資するとともに、自然とのふれあい、コミュニティの形成、スポーツ・レクリエーション活動等多様なニーズに対応する市民生活に密着した都市の基盤となる施設です。また、活力のある長寿・福祉社会の形成や都市の環境問題などへの対応、更に、災害時には、都市の防災空間としても活用することができることから、安全でゆとりある生活に欠かせない施設でもあります。

現在、本市には、川越運動公園、県営川越公園をはじめとして目的に応じ、さまざまな都市公園が整備されていますが、一人当たりの都市公園面積は県内の平均と比べると少ないものであり、今後も整備を推進していくことが必要です。

特に、本市の特性である豊かな自然や歴史を生かした公園、新たなレクリエーション活動の場となる公園及び市民に身近な公園等の整備を進めていく必要があります。

施策の推進

1　計画的な公園の整備

① 川越市緑の基本計画に基づき、計画的に公園等の整備を推進します。

2　自然環境の活用と整備

① 水辺や緑等の自然環境と共生した公園の整備を推進します。（中核となる公園については、第 3 章第 3 節施策 4「水辺と森林の整備」 p114 参照）

3　歴史的遺産の活用

① 本市の歴史的遺産を活用した公園整備を検討するとともに、代表的な史跡である川越城址については、「初雁公園整備基本構想」に基づき城址公園として整備を検討します。また、川越城富士見櫓の復元整備を行い観光や教育の場とします。

4　身近な活動拠点の整備

① 市民が憩いと安らぎを感じられる場所として、また、災害時の避難場所として活用できるよう、街区公園等の身近な公園を積極的に整備します。

② 子どもから高齢者までが身近な場所で健康づくりができる公園の整備を行うとともに既設の公園に健康運動施設等の設置を図ります。

5　レクリエーション・スポーツ拠点の整備

① 新球場を中心としたスポーツやレクリエーション活動の拠点整備を検討します。

② 子どもから高齢者までが利用できるレクリエーションの場として、余熱利用施設を含む（仮称）鯨井公園の整備を推進します。

6　公園の適正な管理と魅力の創出

① 既設の公園については、適正な管理を行うとともに、魅力を高めるため、施設のリニューアルやユニバーサルデザイン化を行います。

② 市民の多様なニーズに対応する魅力ある施設として、人と犬、人と人がふれあえるドッグランの建設を推進します。

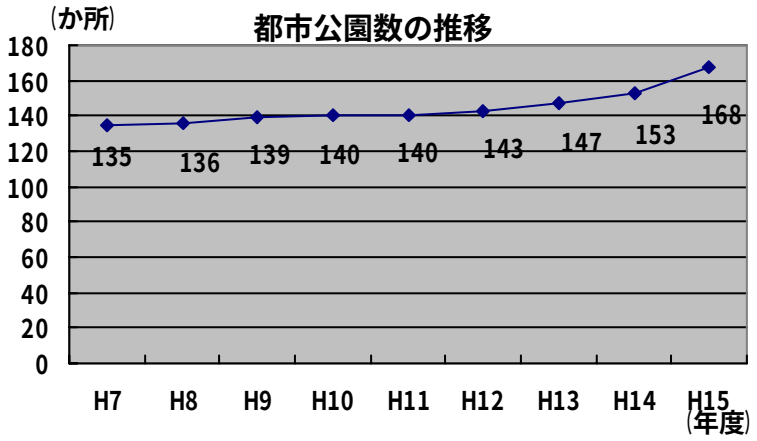

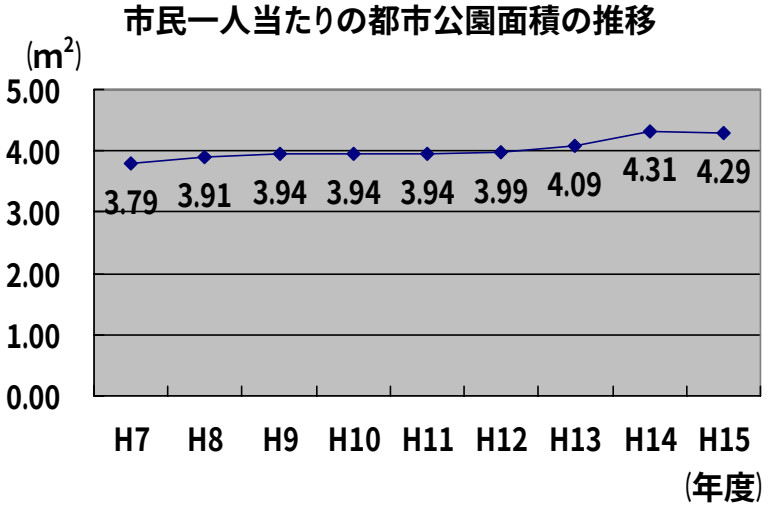

3- 3- 6- 快適な住宅・住環境の整備

第 3 章　人と環境にやさしい、快適な基盤整備を備えた魅力あるまち
第 3 節　自然と調和した安全な基盤づくり
施策 6　快適な住宅・住環境の整備

施策の指標

現状値	土地区画整理事業施行済面積（ｈａ）	536.1（H15）
	市営住宅管理戸数（戸）	1,101（H16）
	高齢者世話付住宅戸数（戸）	30（H16）

（年度または年度末の値）

現状と課題

快適で安全な市民生活を送るための基礎的な条件として、住宅やそれを取り囲む環境が挙げられます。高度成長期の無秩序な開発等により、基盤整備が未整備で住宅が密集している地区は公園や道路幅員も十分でなく、地震時の建物倒壊や火災延焼の危険があります。

本市では、このような問題に対応するため、市街化区域と市街化調整区域の区分や用途地域等の適正な土地利用を図ってきました。また、良好な住宅の供給として基盤整備が未整備な地区の土地区画整理事業の推進や、密集市街地の再整備による良好な住宅環境を整備し、建物の不燃化や地区の防災性の向上を検討する必要があります。その他良好な住環境の整備のために、地域の特性に応じた地区計画制度等を活用する必要があります。

公営住宅については、平成 14 年に県住宅供給公社から 2 棟 144 戸を市営住宅として借上げ、そのうち 30 戸をシルバーハウジング事業による高齢者向けの住宅供給を実施しました。

現在 1,101 戸の市営住宅を管理しており、低所得者向け住宅供給による居住の安定を図っています。また、市営住宅のおよそ 4 割において老朽化が進んでいるため建替えを検討する中で周辺の住環境の向上を行っていきます。

今後は、まちづくりと住宅政策の連携を検討し、各種助成制度の充実を図り、うるおいある住環境のために総合的な住宅政策を推進していくことが必要です。

施策の推進

1　良好な住環境の整備

① 都市基盤の未整備地区については、土地区画整理事業等を検討し良好な住環境の整備を図ります。密集している市街地については、防災性の向上のため再整備を検討します。

② 地区計画や住環境整備に関する制度の活用を図ります。

2　公的住宅の供給

① 買取り、借上げ等多様な手法により市営住宅の建替えを図るとともに、福祉部門との

連携により福祉施設等との併設・合築を検討します。

３　高齢者等への住宅支援

① 高齢者等の居住の安定確保に関する制度など各種の制度を活用し、高齢者等への住宅支援を行います。

② 高齢者や障害のある人が安心して暮らせるように、高齢者住宅保証制度や住み替え家賃の助成等の充実を図ります。

【指標説明】

・土地区画整理事業施行済面積（ｈａ）：土地区画整理事業により、整備された面積。
・市営住宅管理戸数（戸）：本市で管理している市営住宅の戸数。
・高齢者世話付住宅戸数（戸）：市営住宅のうち、高齢者等の世帯が自立して安心かつ快適な在宅生活を営むことができるよう、その生活を支援する生活援助員を配置した高齢者等世話付住宅の設置戸数。